



Title	アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究 : 台湾先住民族文化財との事例比較 [全文の要約]
Author(s)	陳, 由瑋
Citation	北海道大学. 博士(学術) 甲第15054号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/85409">http://hdl.handle.net/2115/85409</a>
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	<a href="https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/">https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/</a>
File Information	Yuwei_Chen_summary.pdf



[Instructions for use](#)

# 学位論文内容の要約

専攻分野の名称：博士（学術）

氏名：陳 由 璋

## 学位論文題名

アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究  
—台湾先住民族文化財との事例比較—

### 序 章 本論文の目的と構成

#### 第1節 本研究の目的と意義

日本では1997年の「アイヌ文化振興法」制定以降、国内の文化的多様性を維持する目的で、北海道におけるアイヌ民族の伝統文化の振興が図られるようになったが、アイヌ民族の文化財およびアイヌ民族に関連する文化財（以下、「アイヌ文化財」という。）は、日本にとっての重要性という一元的な評価基準のもと、ほとんど保護対象とされてこなかった。しかし、2008年に日本の国会と内閣がアイヌ民族を先住民族として正式に認め、2019年には「アイヌ施策推進法」も施行されており、アイヌ文化財の先住民族文化財としての保護のあり方が現在の課題のひとつとなっている。

他方、台湾では、1980年代以降の民主化の過程において、中華民国憲法の改正により原住民族に法的身分と権利利益が認められ、2016年には「文化資産保存法」の改正とともに、原住民族の文化資産（日本の文化財に相当する。）に関する特別法も成立したが、近年、漢民族文化に同化したとされてきた平埔族も原住民族身分を要求するようになり、その文化資産保護も新たな課題となっている。

本論文では、日本と台湾のかかる状況を踏まえ、「文化」・「アイヌ文化」の概念、文化財・先住民族文化財に関する法制度、先住民族文化財保護の事例等に関する学際的・国際的な比較をとおして、アイヌ文化とアイヌ文化財の概念、日本の文化財制度の全貌、アイヌ文化財保護の実態と課題を明らかにし、アイヌ文化財保護のあり方について、新たな論点の実証的な提示を試みる。

#### 第2節 本論文の構成

本論文は、序章「本論文の目的と構成」、第1章「台湾の原住民族と文化資産制度」、第2章「アイヌ文化」、第3章「日本の文化財制度とアイヌ文化の保護」、第4章「台湾と日本の先住民族文化財制度の比較と事例分析」、第5章「結論」の全6章で構成される。

#### 第3節 先行研究

日本と台湾の先住民族文化財に関する先行研究の傾向として、日本では、先住民族文化財の保護等に特化した法制度がないため、そもそもこのことについて検討した研究が少なく、アイヌ文化財の活用を重視した研究が増えているのに対して、台湾では、先住民族文化財に対する先住民族の権利利益に関する研究が増えている。

### 第1章 台湾の原住民族と文化資産制度

#### 第1節 台湾の歴史と4大族群（エスニック・グループ）の形成

本節では、先史時代から鄭氏統治時代（～1684年）、清朝統治時代（1684～1895年）、日本統治時代（1895～1945年）、国府統治時代（1945～1987年）、民主化時代（1987年～現在）という台湾史の一般的な時代区分に応じて、台湾先住民族（原住民族+平埔族）の通史的叙述を試みる。

オーストロネシア語族の台湾島到来後、鄭氏統治時代以降に中国大陸の漢民族が台湾西部の平地に移住するようになり、同地域のオーストロネシア語族は漢民族文化への同化を余儀なくされたが、台湾東部の山地に暮らすオーストロネシア語族は固有の文化を維持できた。そのため、清朝統治時代には、台湾西部のオーストロネシア語族が「熟番」、台湾東部の同族が「生番」と区別され、日本統治時代には、前者が「平埔族」、後者が「高砂族」と区別された。

戦後になると、共産党との内戦に敗れた国民党政府（以下、「国府」という。）が、中国大陸の統治権回復の拠点として台湾を統治するようになった。その結果、台湾では、同じ漢民族でありながら、国府と共に中国大陸から台湾に移住した外省人と、それ以前から暮らしている本省人という異なるアイデンティティをもつ族群が形成された。国府は、戒厳令によって中華民国憲法を停止して、独裁政治を続けたものの、ニクソン・ショックにより「反共復国」を断念し、1980年代以降、「中華民国在台湾」を掲げて民主政への移行を図った。そして、中華民国憲法改正の過程で、「原住民族」という法的地位が規定され、台湾の民族構成は、外省人・本省人（閩南人）・客家・原住民族の「4大族群」といわれるようになった。この原住民族として認められたのは、固有の文化を維持している高砂族であって、漢民族文化に同化したとされる平埔族は原住民族ではない（平埔族であるサオ族とクヴァラン族のみ例外）。その後、個人である原住民と集団である原住民族の権利利益を規定した法律も制定されている。

近年、東南アジア諸国から台湾に移住して国籍を取得する「新移民」が急激に増えており、現在では、原住民族の56万人を上回る65万人に達している。このように、台湾は5大族群に移行しているが、原住民族が5大族群においても少数民族であることに変わりはない。

## 第2節 台湾の文化資産保存制度の沿革

本節では、台湾の各時代区分における「文化資産」の概念や法制度の変遷をたどり、現行の台湾文化資産保存制度の内容を明らかにする。

台湾の文化資産保存制度の沿革については、清朝統治時代（1684～1895年）を「文化資産概念の萌芽期」、日本統治時代（1895～1945年）を「文化資産の調査と制度の確立期」と特徴づけることができる。また、戦後については、文化資産保存法が制定された1982年以前を「文化資産に関する法制転換期」、1982年以降を「文化資産制度の確立期」ということができる。

すなわち、清朝統治時代は、文化資産に関する法制度がないどころか、文化資産という概念すら確立されていなかったが、漢民族の知識人による古蹟、風俗、自然風景の記録から、わずかながら文化資産概念の萌芽を認めることができる。

日本統治時代になって、文化資産の調査が開始され、それに伴って法制度も整備されていった。日本統治時代は、1930年の「史跡名勝天然記念物保存法」制定以前を「文化資産調査期」、それ以降を「文化資産法制期」ということができる。当時の総督府は、統治の成果をアピールするという政治的目的から、漢民族の文化資産ではなく日本の文化資産を重視した。

国府統治時代になると、中国大陸を統治していた国府が1930年に制定していた「古物保存法」が台湾で施行され、「中華文化一元論」に基づく文化資産行政となった。60年代に共産党の文化大革命に対抗する「文化作戦」、70年代には国府の「文化建設」と民間の「郷土運動」が展開され、国府が「中華民国在台湾」を掲げてからは、1982年に中華文化の「一元文化論」に基づく「文化資産保存法」が制定された。その後の改正により、「一元文化論」から「多元文化論」にシフトし、原住民族の文化資産に関する権利も規定されている。

## 第3節 台湾における原住民族の文化資産保存制度の沿革

本節では、清朝統治時代の漢民族文化の視点による台湾の文化資産評価から、日本統治時代の原住民族文化資産の初指定、戦後の台湾民主化における原住民族という法的身分の確立を経て、2017年の「原住民族文化資産処理法〔原住民族文化資産處理辦法〕」制定に至るまでの原住民族文化資産保存制度の変遷をたどる。

大胆にまとめると、清朝統治時代には、「熟番」と「生番」という二元制度のもと、「熟番」である平埔族の文化資産が注目され、日本統治時代には、植民地統治の支配関係に基づき、文化進化論の原点として「高砂族」の文化資産が注目された。戦後、共産党との内戦に敗れて台湾に移った国府が、ニクソン・ショックにより「反共復国」を断念し、「中華民国在台湾」を掲げて民主政に移行する過程で、原住民族の法的身分が認められ、原住民族文化資産に対する権利利益も重視される

ようになった。そして、「文化資産保存法」の改正や、「原住民族文化資産処理法」の制定をとおして、原住民族文化資産に対する原住民族の権利も確立された。ただし、法的な原住民族ではない平埔族には、このような権利も認められていない。

#### 第4節 小 括

2016年に「文化資産保存法」が改正され、翌年には「原住民族文化資産処理法」も制定された。同処理法では、原住民族文化資産にアクセスする権利をはじめとする様々な原住民族の権利利益が確立され、原住民族文化資産の価値評価だけでなく、その保存や利活用の計画等にも原住民族が参画するという原住民族の「文化自治」が重視されるようになった。他方、原住民族として認められていない平埔族文化資産は、「原住民族文化資産処理法」の適用対象外であり、台湾の先住民族文化資産の保護制度は二元化している。

## 第2章 アイヌ文化

### 第1節 各学問領域におけるアイヌ文化の概念

本節では、日本と台湾の民族学、文化人類学、歴史学、法学等の各研究領域における「文化」と「アイヌ文化」の概念を、「伝統」と「現代」、「事実」と「規範」、「共通性」と「多様性」、「emic（当事者の視点）」と「etic（第三者の視点）」といった対概念のマトリックスに位置づけながら多角的に把握した。

法学・政治学については、明治以降、西洋文明観や国民概念の確立が重視されて日本文化概念の一元化が図られ、アイヌ文化はそこから除外される傾向にあった。戦後、文化財行政において、アイヌ民族の伝統文化が対象に含まれるようになり、「アイヌ施策推進法」において、アイヌ民族の生活様式全般を含む広範なアイヌ文化という概念が示された。

### 第2節 アイヌ文化の範囲

「アイヌ文化」の範囲は、時間軸と空間のいずれにおいても、「emic」と「etic」の観点からはemicが広くなり、「事実」と「規範」の観点からは事実が広い。つまり、アイヌ文化には狭義と広義がある。行政資源には限りがあり、民族文化全般を施策対象とすることは難しいことから、政府は、広義のアイヌ文化から、危機に瀕する文化要素や民族のアイデンティティに深く関わる文化要素、地域振興や観光コンテンツとなる文化要素などを抽出して施策対象とする。したがって、「規範」のアイヌ文化は、どうしても狭くなる。実際に、1997年の「アイヌ文化振興法」におけるアイヌ文化は、「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産」と定義され、典型的な伝統文化に限られていたといえよう。

### 第3節 和人が創造したアイヌ文化と新たなアイヌ文化

いかなる民族も、交易・交流をとおして他の民族の文化的要素も採り入れており、広義の民族文化は現在でも変容している。アイヌ文化も例外ではなく、現在では、和人が創造するものやアイヌ民族が新たに創造するものもある。本論文では、近年の文化人類学や博物館学等における文化本質主義批判を踏まえ、「アイヌ文化」を、他民族から影響された文化や、現代の人々が創造する新しい文化も含む広範な概念として定義する。

#### 第4節 小 括

かつて、国民概念を醸成するため国内文化の一元化が図られた。現在、このことに対する批判的観点から、国内諸民族それぞれの文化を尊重する多文化主義や多元文化論が重視されるようになったが、民族や民族文化内の多様性が等閑視されているように思われる。

とりわけ「emic」の観点からは、時間軸と空間のいずれにおいても民族文化は多様であり、現在も、民族文化には言語の方言差をはじめとする地域的差異がある。したがって、民族文化財の帰属、適切な解釈等の諸課題については、「emic」を重視し、文化の主体性を有する民族内の多様な意見を尊重すべきである。

## 第3章 日本の文化財制度とアイヌ文化の保護

### 第1節 日本の文化財制度の沿革

本節では、日本の文化財制度におけるアイヌ文化財の概念を把握するため、戦後の文化財保護法の成立と改正経過だけでなく、文化財概念の萌芽期である明治時代から現在に至るまでの文化財に関連する様々な法令、専門家・有識者会議の提言や報告書等を網羅的に調査し、日本の文化財制度と、そのもとの保護対象の全貌を明らかにする。

文化財保護制度の戦前（1871～1949年）と戦後（1949～2020年）の沿革をまとめると、戦前は、廃仏毀釈、旧物破壊、壬申検査、博物館建設、博覧会出品、愛郷運動、関東大震災対応等の文化財行政をとおして、有形の文化財について保護の必要性が次第に認められ、「古社寺保存法」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」、「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」などが制定されるようになり、保護の対象も「モノ」から建造物や場所にまで拡大した。

戦後は、戦前の有形文化財に関する諸法律を統合した「文化財保護法」が制定され、これにより「文化財」という概念が創出された。同法の数次にわたる改正とともに、従来の有形文化財に加えて、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財等の文化財類型が創出され、現在の文化財体系が確立された。また、戦後の文化財行政については、高度経済成長期までは国を中心とするトップダウン型であったが、その国が文化財行政の「地方の時代」を掲げるようになり、権限が地方公共団体にも委譲・拡充され、次第にボトムアップ型にシフトしてゆく。バブル経済の崩壊後は、国が文化立国・観光立国と、それによる地域振興を掲げるようになり、文化財の保存だけでなく、観光コンテンツとしての活用も重視されるようになった。

### 第2節 アイヌ文化財の保護制度

本節では、台湾や国際社会における先住民族文化財の定義や概念と比較しつつ、アイヌ文化財の先住民族文化財としての意義について検討し、アイヌ文化財保護行政史をたどりながら日本のアイヌ文化財の概念を確認することにより、アイヌ文化財保護の課題を明らかにする。

台湾や国際社会における先住民族文化財概念との比較により、民族文化財には、核心となる「民族の文化財」と周辺の「民族に関する文化財」があると指摘できる。また、1957年のILO107号条約、1989年のILO169号条約、国連環境計画主催の1995年と1997年の「伝統的知識と生物多様性に関するワークショップ」、2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」、2012年の国連における「先住民族の権利に関する特別報告」等から、自身の文化を享有する権利、自身の文化財に自由にアクセスする権利、土地の利用・占有・所有に関する権利、伝統的知識の所有・管理に関する権利といった文化や文化財に関する先住民族の権利を確認した。

続いて、日本にはアイヌ文化財のみを対象とする特別法がないことから、アイヌ文化財行政史として、アイヌ文化財の保護に関連する国・北海道・北海道内市町村等の取組事例をまとめるとともに、日本政府の観光立国政策のもとの文化財の活用促進や、2019年に成立した「アイヌ施策推進法」の交付金制度のもとのアイヌ施策推進地域計画等のアイヌ文化財に対する影響を分析した。

地域振興やアイヌ施策推進施策の一環としてのアイヌ文化財の活用は、アイヌ民族に関する国民理解の促進や、アイヌ文化の復興に資することは確かだが、他方で、アイヌ文化財の「真正性」や「完全性」が損なわれることが危惧される。アイヌ文化財の当時のアイヌ民族固有の文化的文脈に即した価値評価や、当時のアイヌ民族の他民族との歴史的関係性の理解等をおざなりにしたまま、現在の都合のみによってアイヌ文化財が安易に利用されることがないようにすべきである。

### 第3節 小 括

日本の文化財保護制度におけるアイヌ文化財について、①指定・登録・選定された文化財における和人に關するものとアイヌ民族に關するものの件数に大きな偏りがあること、②文化財の各類型に指定するプロセスにおいて、アイヌ民族にとっての文化財の価値が適切に判断されていないこと、③近代文化財についてアイヌ民族との関連性が認識されていないこと、④地域ごとにアイヌ文化財に対する関心の程度が大きく異なること等の課題が明らかになった。このような課題がもたらされた背景として様々な事情を指摘しうるが、とりわけ和人とアイヌ民族の文化的基盤の非対称性、いわば文化財維持力の格差があるという現状に鑑み、現行の文化財保護制度のもとで運用の改善を図

るにせよ、アイヌ文化財に特化した新たな文化財保護制度を確立するにせよ、アイヌ民族による主体的関与を確立する必要があるといえる。そして、文化本質主義に陥ることのないようにアイヌ文化を広義に把握しつつも、アイヌ文化財それぞれの時代のアイヌ民族の文化的文脈に即した価値評価をとおして、アイヌ文化財の「真正性」をも確保すべきであり、アイヌ文化財のこのような保護がアイヌ文化の適切な復興につながるであろう。

## 第4章 台湾と日本の先住民族文化財制度の比較と事例分析

### 第1節 台湾と日本の文化財制度比較

本節では、第1章、第3章の研究成果を踏まえ、台湾の文化資産保存法と日本の文化財保護法を比較し、文化財制度の目的や文化財の定義、類型、体系等から、両者の異同を明らかにする。

両国の文化財の定義を比較すると、台湾では文化財全般の定義と各類型の定義があるのに対して、日本では各類型の定義しかなく、文化財全般の定義はない。また、台湾では有形文化資産と無形文化資産という二元的文化資産体系となっているのに対して、日本では有形文化財と無形文化財の他に、有形民俗文化財と無形民俗文化財という体系もある。「民俗」、「史跡」、「文化的景観」といった文化財類型は両国に共通しているが、名称が同じであっても、それぞれの概念や適用対象の範囲は、必ずしも一致していない。その背景には、文化財保護理念や学界の各研究領域から受けた影響の差異がある。

### 第2節 台湾と日本の文化財制度における先住民族文化財保護の比較

台湾の先住民族文化資産については、法的身分のある原住民族の文化資産と法的身分のない平埔族の文化資産それぞれの保護の特徴と課題を把握する必要がある。また、先住民族文化財に関する特別法の有無という台湾と日本の差異を踏まえ、台湾の「原住民族文化資産処理法」と日本の「アイヌ施策推進法」のもとでの両国の先住民族文化財保護行政を比較した。

台湾では、原住民族に関する行政の主管機関である原住民族委員会（日本の省庁に相当する。）や、各地域の集落、法人化した伝統的組織等が存在しているが、日本では、アイヌ民族に関する行政の主管機関やアイヌ民族文化財に特化した特別法や文化財類型もない。明治以降、和人により確立されてきた文化財制度や文化財行政のもとでは、自身の文化財に関する先住民族の権利を保障することは困難であり、立法や行政における新たな取組が必要となるが、2019年に施行された「アイヌ施策推進法」は、この状況を打破する第一歩となるだろう。

### 第3節 台湾の原住民族と日本のアイヌ民族の文化財保護の事例比較

先住民族文化財に関する特別法の有無という根本的な差異があることから、台湾と日本の先住民族文化財保護の実情と課題を把握するため、台湾と日本の有形・無形・文化的景観という3種類の保護事例について、指定・登録・選定の基準、類型の区分判定や文化財認定における国・地方公共団体・先住民族の役割分担等の観点から整理し、台湾と日本それぞれの先住民族文化財保護の特徴と課題を指摘する。

有形と無形の文化財については、台湾と日本の先住民族の伝統服を比較対象とした。民族の芸術観のもとでの伝統服の価値と、国や地方公共団体の価値基準の差異から、先住民族の伝統服がなかなか有形文化財として指定されていないという課題は、両国で共通している。また、服文化に関する植物や植生、道具、文様の意味等に関する知識といった無形文化財については、植生地域の所有・管理、植生へのアクセス等の権利を有機的に織りこんだ保護の実現という課題が両国で共通している。

文化的景観については、日本では、台湾の指定制よりも基準が厳格な選定制となっており、さらに両国の文化的景観の定義の差異により、台湾において先住民族の文化的景観に指定されている神話伝説、旧集落、貿易経路などに関する景観をアイヌ民族の文化的景観とすることが難しい。

また、台湾では、「先住民族の権利に関する国連宣言」等を採択した国際社会における先住民族文化財の意義が重視されており、文化財の専門家・有識者といえども先住民族ではない人々のみで、当該民族の文化財を評価することが不公正であるとの理解で一致している。他方、日本では、判例において、少数民族の文化以上に先住民族であるアイヌ民族の文化に配慮すべき国の責務が認めら

れている。

台湾や各国の先住民族と同様に、和人とアイヌ民族では自文化を享有する環境に大きな格差があること、アイヌ文化財の価値は当時のアイヌ民族固有の文化的文脈において評価されるべきこと等から、アイヌ文化財の適切な評価を可能とするためには、アイヌ文化財に特化した法律の制定ないし既存の文化財保護法のもとでの特別な運用が必要である。

#### 第4節 小 括

台湾と日本の先住民族文化財の保護のうち、とりわけアイヌ民族と平埔族のひとつであるシラヤ族の文化財の保護状況は、多数民族文化との同化が進んでおり、言語をはじめとする独自の文化の継承が困難であるという現在の文化状況や、法的身分が確立されていないという現在の法的状況と合わせて酷似している。したがって、アイヌ民族文化財保護のあり方を検討する際に、台湾におけるシラヤ族の文化財保護の取組がもっとも参考になると考えられる。

台湾では、シラヤ族の中心的な居住地の地方公共団体である台南市がシラヤ族の文化資産保護を積極的に推進しており、シラヤ族文化資産保護のための条例も制定している。また、国レベルでは、全国文化資産会議にシラヤ族代表も参加できるようになっている。同会議は、国がシラヤ族の意見を把握し、文化資産制度の改善につながる場として期待されている。日本においても、アイヌ民族が文化財の保護・活用に関する意見を直接表明できるようなプロセスを確立し、地方公共団体である北海道や市町村が条例の制定等をとおしてアイヌ文化財保護を制度的に拡充することにより、文化財の評価・保護・活用にアイヌ民族が参画できる、アイヌ文化財の主体的保護・活用を可能とするべきであると考えられる。

### 第5章 結 論

#### 第1節 日本と台湾の文化財保護制度における先住民族文化財

国民の統合を重視する近代国家においては、文化財保護制度も一元的なものとなり、国内の先住民族や少数民族の価値観、芸術観等は等閑視されてきた。また、国家の歴史観も、多数・主流民族のもので一元化され、先住・少数民族の立場での歴史もまた顧みられてこなかった。このことは、台湾と日本の戦前についても共通している。しかし、台湾は、戦後も国府による戒厳令下での独裁政治が続き、1980年代になってようやく民主政に移行したため、原住民族も政治プロセスに積極的に参加して、その法的身分と権利利益を確立することに成功した。そのため、台湾では、原住民族の歴史観を表象する文化資産保存が重視されるようになっているが、日本では、アイヌ民族に関する国民理解の促進と観光立国による経済回復の観点から、観光コンテンツとしてのアイヌ文化財の活用が重視されるようになっている。

#### 第2節 先住民族文化財の確立へ

先住民族文化財を確立するには、先住民族の当時の文化的文脈に即した先住民族文化財の適切な評価を可能とする必要がある。そのためには、先住民族が自身の文化財の価値を理解し、当該文化財の価値や当該文化財に対する権利を主張し、国や地方公共団体と協議できる環境が必要であり、そのための先住民族組織も重要になる。文化財の価値評価に先住民族が参画できる協働制度の構築がもっとも有効であり、重要である。

#### 第3節 アイヌ文化とアイヌ文化財の関係性

「アイヌ文化」と「アイヌ文化財」は、決して1対1でセットされる固定的構図ではなく、アイヌ民族の創造した文化から抽出されるものだけがアイヌ文化財というわけではない。他民族の影響を受けて創出されたり、他民族と共に創出されたり、他民族によって創出されたりしたものであっても、アイヌ文化財をなりうる。アイヌ文化財の適切な保護・活用のためには、アイヌ文化＝アイヌの伝統文化＝アイヌ文化財といった固定概念を打破する必要がある。

#### 第4節 民族共生のための文化財

世界遺産の「負の文化遺産」や「文化の道」といった概念をとおして、多数民族と少数民族に共

通する歴史的事件の文化財を保護することは、相互理解を前提する真の民族共生社会の実現につながるだろう。また、民族文化の享有・継承環境の構造的格差を是正するため、アイヌ文化財に特化した法制度の確立ないし文化財保護法のもとの特別な運用が必要であることは、本論文をとおして示してきたところだが、アイヌ文化・民族に関する適切な理解が国民に広まり、文化享有格差が是正されてきたならば、文化財法制を再度一元化すべきであり、そこでアイヌ文化財が高く評価されれば、真に民族共生のための文化財制度になったといえるであろう。